

## 警察署協議会に関する規則

平成13年4月13日  
宮城県公安委員会規則第10号

警察署協議会に関する規則を次のように定める。

### 警察署協議会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第4項並びに警察署協議会条例（平成13年宮城県条例第6号）第3条第1項及び第9条の規定に基づき、警察署協議会の議事の手続その他警察署協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 各警察署協議会の委員の定数は、それぞれ別表の委員の定数の欄に定めるところによる。

(委員の再任制限)

第3条 委員の再任は、2回に限ることとする。

(会議)

第4条 警察署協議会の会議は、会長が、警察署長と協議の上、招集する。

2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して警察署協議会の会議の招集を求めることができる。

3 警察署協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、警察署協議会の運営に関し必要な事項は、各警察署協議会が定める。

附 則

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日公安委員会規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警察署協議会の委員に委嘱されている者のうち、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（平成18年宮城県条例第6号）の施行による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定により、警察署の管轄区域に変更のあった地域に居住する警察署協議会の委員であるものは、この規則による改正後の警察署協議会に関する規則別表に規定する警察署協議会委員の定数にかかわらず、平成19年5月31日まで新条例の警察署の管轄区域の警察署協議会の委員になることができる。

附 則（平成31年2月22日公安委員会規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（平成30年宮城県条例第86号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に警察署協議会の委員に委嘱されている者のうち、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定により、警察署の管轄区域に変更のあった地域を居住地、勤務先又は主たる活動地域としている警察署協議会の委員であるものは、新条例の警察署の管轄区域の警察署協議会の委員とする。

別表（第2条関係）

警 察 署 協 議 会	委 員 の 定 数
宮城県仙台中警察署協議会	10人
宮城県仙台南警察署協議会	10人
宮城県仙台北警察署協議会	10人
宮城県仙台東警察署協議会	10人
宮城県泉警察署協議会	10人
宮城県若林警察署協議会	10人
宮城県塩釜警察署協議会	10人
宮城県岩沼警察署協議会	9人
宮城県大和警察署協議会	8人
宮城県石巻警察署協議会	10人
宮城県気仙沼警察署協議会	6人
宮城県佐沼警察署協議会	6人
宮城県登米警察署協議会	4人
宮城県河北警察署協議会	4人
宮城県南三陸警察署協議会	4人
宮城県古川警察署協議会	8人
宮城県遠田警察署協議会	5人
宮城県若柳警察署協議会	5人
宮城県築館警察署協議会	5人
宮城県鳴子警察署協議会	4人
宮城県加美警察署協議会	5人
宮城県大河原警察署協議会	7人
宮城県白石警察署協議会	5人
宮城県角田警察署協議会	5人
宮城県亘理警察署協議会	5人